

平成28年第2回美祢市議会臨時会会議録（その2）

平成28年5月20日（金曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	野尻登志枝
議会事務局長係	大塚享		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
総務部長	田辺剛	総合政策部長	藤澤和昭
市民福祉部長	三浦洋介	建設経済部長	西田良平
総合観光部長	奥田源良	美東総合支所長	倉重郁二
秋芳総合支所長	佐々木彰宣	総務部次長	大野義昭
総務部次長	細田清治	総務部長	竹内正夫
市民福祉部長	鮎川弘子	財政課長	福田泰嗣
市民課長		市民福祉部地域福祉課長	福田泰嗣
建設経済部次長	白井栄次	総合観光部次長	綿谷敦朗
教育長	永富康文	上下水道事業者管理者	波佐間敏
代表監査委員	三好輝廣	会計管理者	杉原功一
消防長	松永潤	教育委員会事務局長	金子彰
病院事業局長	安村芳武	上下水道局長	松野哲治
管理部長		教育委員会次長	末岡竜夫
監査委員	小田正幸		
事務局長			

消防本部次長 有 吉 武 士

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 報告第 2 号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

日程第 3 報告第 3 号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

日程第 4 議案第 4 6 号 専決処分の承認について（美祢市税条例等の一部改正について）

日程第 5 議案第 4 7 号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）

日程第 6 議案第 4 8 号 専決処分の承認について（美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）

日程第 7 議案第 4 9 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第 8 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 0 議案第 5 2 号 美祢市教育長の任命について

日程第 1 1 議案第 5 3 号 美祢市教育委員会委員の任命について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、戎屋昭彦議員、猶野智和議員を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

議員の皆様には、議員全員協議会を開催しますのでお集まりお願いいたします。

午前10時02分休憩

午後 1時29分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第2号の1）及び議案付託表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 日程第2、報告第2号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてから、日程第11、議案第53号美祢市教育委員会委員の任命についてまでを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成28年第2回美祢市議会臨時会に提出いたしました報告2件、議案8件について、御説明申し上げます。

報告第2号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての報告であります。

これは、平成28年1月25日、大嶺町奥分地内において、自動車が市道上の落石の上を走行したため、当該自動車のタイヤ及びホイールを損傷させた道路管理に起因する事故により損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての報告であります。

これは、平成28年2月12日に発生した強風による事故の損害賠償の額を確定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容は、美祢市有線テレビ放送センター敷地内の老朽化したブロック塀が強風により倒壊し、民有地に設置された塀を損傷させ、損害賠償額14万1,458円が発生したことによるものです。

議案第46号は、美祢市税条例等の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日にそれぞれ交付され、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容は、固定資産税等の課税標準の特例において、軽減する割合を地方税法附則第15条の範囲内で条例で定める対象資産について、その対象資産に定める参酌で示された割合を適用し、特例の割合を定めたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第47号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、議案第46号同様、地方税法関係政令及び関係省令が平成28年4月1日から改正されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容は、美祢市税条例で定めた固定資産税等の課税標準の特例のうち、都市計画税に関する対象資産について、税条例同様に参酌で示された割合を適用し、本条例の附則第6条に追加する改正を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第48号は、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体が定める省令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条に定める基本計画の同意の日を1年間延長し、平成29年3月31日までとするものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第49号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の内容としましては、国民健康保険税のうち基礎課税額の限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を17万円から19万円に改正するほか、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の拡大を目的とし、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第50号は、平成28年度美祢市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、本年4月に熊本県で発生した地震により甚大な被害を受けた被災地に対する支援に関わる経費の補正であります。

歳出におきましては、総務費において、今後見込まれる職員派遣に要する経費として122万5,000円を追加しております。歳入におきましては、ゆたかなまちづくり基金を歳出と同額の122万5,000円繰り入れることとしております。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億3,922万5,000円とするものであります。

議案第51号は、平成28年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、平成27年度の住宅資金貸付事業特別会計において、住宅資金貸付金の償還金の未納により2,752万6,000円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成28年度の歳入を繰上充用することに伴い、平成28年度予算の補正を行うものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,752万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,929万3,000円とするものであります。

議案第52号は、美祢市教育長の任命についてであります。

本年5月21日をもちまして、美祢市教育委員会委員、永富康文氏が任期満了となり、併せて教育長の職も任期満了となります。

教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が平成26年6月に改正され、これまでの教育委員会の代表者である委員長と事務の執行者である教育長を一本化した新教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任が明確化されております。

このたびの任命が改正法の適用を受ける最初の教育長となります。

新たな美祢市教育長に、教育行政に対し卓越した見識と経験を要する前田耕次氏を平成28年5月22日から平成31年5月21日までの3年間、美祢市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

議案第53号は、美祢市教育委員会委員の任命についてであります。

これは、美祢市教育委員会員の前田耕次氏が平成28年5月21日をもって辞職されること、また、古屋道子氏が平成28年5月21日をもって任期満了になることから、前田耕次氏の後任として藏本隆博氏を、古屋道子氏の後任として金子明美氏をそれぞれ美祢市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、藏本隆博氏の任期は、前田耕次氏の残任期間であります平成28年5月22日から平成30年5月21日までの2年間、金子明美氏は平成28年5月22日から平成32年5月21日までの4年間となります。

以上、提出しました報告2件、議案8件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて提案理由の説明を終わります。これより議案の質疑に入ります。

日程第2、報告第2号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第3、報告第3号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号を終わります。

日程第4、議案第46号専決処分の承認について（美祢市税条例等の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） これは以前に説明がありましたが、固定資産税の減免の部分の補填はどうなっているのか、補填の割合をお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） すみません。補填というのはどのことに対してでしょうか。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 説明では3分の2の減免とかありましたが。違いましたか。

○議長（荒山光広君） 細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） この3分の2の課税標準の特例割合がありまして、その3分の1がどうなるかということだと思っておりますが、それについては、特段のこれに対して交付税が幾らになるかという定めがありません。

ですので、幾ら補填されるかというのは、ちょっと御回答ができない状態です。
以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第46号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第47号専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第47号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第48号専決処分の承認について（美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第48号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第49号専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第49号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第50号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第51号平成28年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算

(第1号)の質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○6番(岡山 隆君) それでは、ちょっと簡潔に質問したいと思います。私の担当の所官の委員会ではありませんので、この場しかありませんので質疑したいと思います。

まず、平成28年度美祢市住宅資金貸付事業の特別会計補正予算ということで、このことに――事案に関しましては、なかなか日ごろ議論することがないんですけども、住宅資金の貸付事業というのは、確か住環境を整備する上において非常に重要な施策であるということで、昭和44年から施行されまして、確か平成16年までこれが運用されたのではないかと、このように思っております。運用されてから、もう既に今現在まで四十数年たっておるわけでございます。

貸し付けで借りた方も高齢化になって、それで、今現在、貸し付けされている対象者の方は何人おられるのかということと、実際、その中でこの貸し付けを返されている方が何人なのか。そういったところを今後の年間大体150万円ぐらい貸していくんかなっちゃう思いがあるんですけども、今のままやったら本当に高齢化になって支払いができなくなってしまう、こういったことも今後考えられますので、今後、この辺のことにに関して、まず、その点をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長(荒山光広君) 福田地域福祉課長。

○市民福祉部地域福祉課長(福田泰嗣君) ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

現在、対象人数としましては8名おられます。うち2名につきましては、借受人等行方不明というケースがございます。現在、償還実績はございません。残りの6名の方につきましては、それぞれ計画的に返済をされておるところでございます。

今後、現在150万円程度返済があるというお話がありました。大体そのぐらいの実績できておるところでございます。

今現在申しましたとおり、6名の方につきましては、分納ではありますが計画的に払おうという意思をお示しいただいておるところでございます。また、御高齢という話もありましたが、その場合は相続人であるとか、そういった方と御相談しながら確実に回収を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） しっかりと市行政としての対応、方向性というのが今よくわかりました。

それで、今後こういった方々の高齢化ということで、支援策として、確か金利というものが当初貸し付け、そして、金利が2%から3.5%、非常に高い部分があったと。今はマイナス金利とかいろいろ言われておりますけれども、実際、金利の変動というのは今後考慮していく考えがあるかどうか、この辺についてお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（荒山光広君） 福田地域福祉課長。

○市民福祉部地域福祉課長（福田泰嗣君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

当時、美祢市では、実際は昭和56年から平成8年の間、約16年間、この貸付事業というのを行っております。当時、今お話がありましたとおり、貸付利率としましては2%から3.5%という間でしておりますが、当時としては、一般的な貸付利率からすればかなり破格な金額であったように確認をしております。目的が環境改善ということがありましたので、そういった措置がなされたものと理解しております。

これに対しての新たな、今現在、ゼロ金利であるとか、そういったものがございしますが、これは個別の貸し付けということになるかと思っておりますので、市として何か事業をして対応をするということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、15時30分まで休憩いたします。その間に総務民生委員会及び予算決算委員会の開催をお願いいたします。

午後1時55分休憩

.....

午後3時28分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第8、議案第50号及び日程第9、議案第51号を一括議題といたします。

本件に関し常任委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、先ほど、開催いたしました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議にて本委員会に付託されました、議案第51号平成28年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の議案1件について、慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

委員より、本貸付事業において、行方不明となっている債務者2名に対する合計債権額はどの程度か。また、それについて債権回収の見込みはあるか。さらに、債権回収のできない場合、債権放棄の手続をとられるお考えはあるかとの質疑に対し、執行部より、債権の残額は、2名合わせて約900万円ですが、回収見込みについては、それぞれの債務者に諸事情があり、行方不明者の連帯保証人や相続人と債務返済についての協議をしていくこととしています。

また、続けて副市長より、市の債権回収の事務手続等については、市の債権管理条例の制定に向け動いているところありますとの答弁がありました。

その他、委員より、水道料金等も含めた多重債務に関して、質疑がなされましたが、内容については、割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員会の委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認めます。総務民生委員長の報告を終わります。

続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、先ほど開催いたしました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議にて本委員会に付託されました、議案第50号平成28年度美祢市一般会

計補正予算（第1号）の議案1件について、慎重に審査いたしましたところ、委員より質疑、意見もなく、全会一致にて、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

〔予算決算生委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第8、議案第50号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第51号平成28年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第52号美祢市教育長の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 質疑の時間ですが、まず、質問を申し上げる前に、永富教

育長は、本日をもって御退任というふうにお聞きをしております。

長年にわたりまして、美祢市の教育行政御尽力賜りまして、私どもも感謝申し上げている次第でございます。

なかでも、人に優しい教育、これを実践され、私も関与させていただきましたが、総合支援学校誘致をしようということで、署名運動をやりました。

教育長の県との太いパイプを御利用いただきまして、学校の誘致はできませんでしたが、総合支援学級を誘致することができたこと、心から感謝申し上げたいと思います。

長年にわたり本当にありがとうございました。

さて、前座はそれぐらいにしまして、質問申し上げたいのが、先ほども永富教育長さんの功績に対しまして、県との太いパイプという話を申し上げました。

今回の、私はこの人事案件について、いわゆる上程されるまでの問題として、美祢市の議会の基本条例、そして倫理条例に抵触をするというふうに思っておりますので、最初に市長にお伺いしたいのは、まず1点目は、県との調整をいつなされたのか、それから、通常、議会と人事案件については、どういったらいいですか、合意形成を図るというのが大体前提をなっております、そして議運にかけて、それから全員協議会で根回しをして、本来なら人事案件は、本会議場での質疑、そして討論、これはやらない。いわゆる即決するというのがルールでございました。

しかしながら、きのうから、いろいろと議論を交わす中で、本日、全員協議会において、質疑そして討論、これをすると、してもいいということに相なったわけがあります。

そのことにつきまして、まず、市長の——私は議員の——後ほど倫理性について申し上げますが、まず、その前にちょっと市長も関わり合いがあるので、お尋ねをしたいと思います。

去る、4月22日、美祢市と工事契約をする西田産業の代表の社長、いわゆる村上健二氏と、当時議員でありました秋枝議員、そして市長は当選証書をそのときに手にされて、市長予定者でございます。

東京に、いわゆる河村建夫国会議員の事務所に行かれました。このことが、大きく倫理に違反しているという気持ちが一つあるわけです。

そして、西岡市長は、3月13日ですから、現職議員でございました。そのとき

に、嘉万の公民館で、演説の中で言われたのは、私には議会改革グループがおりますと、1年前からいろいろとそうした議論を重ねながら、4月の選挙に出るということを決めたという、こういう演説をされております。

そのときに、元議員の大中議員、村田市長は市民に毒まんじゅうを食べさせている、こういう発言をされております。

私は、倫理以前の問題だろうと思うんです。そして、市長が言われた、私の議会改革のグループ、いわゆる秋枝議員、山中議員そして下井議員が教育長の人事、あるいは教育委員の人事、あるいは監査委員の人事、これらが全て行なわれたという、うわさですよ。うわさが出回っております。

真偽のほど、きのうの中でも話を申し上げましたが、全員協議会で、山中議員は何か4名か、5名か知りません。推薦申し上げたということでございます。

それから下井議員は、いや倫理条例に反するという気はつかなかった、うかつであったと、こういうふうに全員協議会で申されております。

それから、秋枝議員は東京に行ったのは、大学に行ったんだと、こうおっしゃいました。私が確かめたところ、河村事務所にちゃんと行っておられます。

しかしながら、それには明確なお答えいただいておりません。

さらに、監査委員の人選についてももうわさは聞いておる、とこういうお話でございました。

そこで、私がお尋ねしたいのは、市長の倫理性、選挙が済んでもう1カ月過ぎとります。きのうの臨時議会で、新市長の施政方針が聞かれるかなというふうに期待しておりましたが何らありません。

従って、市長の倫理性、これについてお尋ねをしたい。

それから、討論のときに、さらにもっと詳しく反対討論をさせていただきたい、このように思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

何点が質問していただきましたけれど、大きくは、この教育長の人事をどういうふうに行ったかということと、4月の22日に、私が、東京に行って河村事務所に行ったと、そのときに工事請負者である西田産業株式会社の村上健二氏、また、美祿市議会議員の秋枝氏と一緒に行ったのではないかという御質問、また、この臨時

議会に施政方針演説をなぜ行なわなかったのか、大きく三つだろうかないうふうに思います。

まず、一つ目のこの人事につきまして、先ほど、竹岡議員から御指摘ありました山中議員、下井議員、秋枝議員から推薦を受けた人を登用したんやないかということでございますが、これは確かに、このお三方に対して、私がこの方を教育長に任命したいと思うがいかなものかということで、まず、前田さんにつきまして下井議員の地元であるということから、お人柄や周りの御評判等をお聞きして、また、前田さんが受けていただけるかどうかということを確認をとっていただきました。

その後、私が前田さんと直接お会いして、本人の御意向、そして人となりを判断いたしまして、今回教育長にということで上程をさせていただきました。

また、この議案52号ではございませんが、53号にある教育委員の、山中議員というお言葉が出ましたので、多分藏本さんだというふうに思いますけれども、この方につきましても、私から藏本さんを教育委員にお願いしたいがどうであろうかということ、地元の議員である山中議員に御相談をして、そして人となり等をお聞きしたということでございます。

また、藏本さんにつきましても、私が直接お会いして、人となりやお考え等をお聞きして教育委員にふさわしい、いうふうに私が判断いたしましてので、この議案に上程をいたしたということでございます。

次に、4月22日に私が東京に行って、河村事務所に行ったということは事実でございます。

これは、選挙が始まる以前から、私事で申しわけございませんけれども、結婚いたしまして、その選挙が終わったら新婚旅行に行こうということで、前々から計画をしておりました。その日が、たまたま4月22日で、大変忙しい時期でございましたので、1泊2日という強行日程でございましたけれども、そういった予定で東京に参りました。その合間を縫って、河村代議士のほうへ御挨拶をしに行ったというのは事実でございます。

さきに御紹介ありました秋枝議員と村上氏につきましては、同じ大学ということで、大学を見に行こうと前々からお約束をされていたということをお聞きしております。

私が、東京に新婚旅行にこの日に行くんだということをお伝えしたところ、そし

たら、一緒に東京に上がろうというような状況でございます。

決して何ら後ろめたいことをしているということとはございません。

次に施政方針演説をなぜこの5月議会、臨時会でやらなかったのかということは、4年前、8年前の臨時会の状況を鑑みまして、御挨拶のみで当時市長が終わられており、6月議会で施政方針演説をされておられますので、その例に倣って、6月議会で施政方針演説をしようということにしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 御答弁ありがとうございます。

しかし、おもしろい偶然が重なったんだなというふうに私は思います。

新婚旅行と国会議員の挨拶、私は偶然だとは思いません。ましてや、秋枝議員も反省の色がない。大学行ったんで何で文句があるんかという。大学行かれてそのまま帰られれば文句ありません。言いません。

ですが、市長、あなたが議員のときに、昨年、倫理条例を出されましたよね。提案されたグループなんです。いわゆる演説のとおり、私の議会改革のグループとおっしゃった。私が名前を申し上げたのは、そのメンバーなんです。

そのグループが全く倫理観も何にもないじゃないですか、市長そのものも今おっしゃった。私は新婚旅行に行きましたから、国会で偶然にもお会いしたと、こういうことですか。

こんな、そんな詭弁を使われてもだめだと思いますよ。もっとしゃきっとして倫理観を説明してください、市民に。

でないと、いいですか、今、山中議員にこれこれで、私はこの人物がどうだこうだと言っているわけじゃないんです。決めるまでのプロセスの中で、議員が関与したと、推薦したと、私申し上げてません。関与したことが、倫理条例に抵触するんじゃないですかと言っているわけです。それも、昨年の議会に諮られて、そして全面改正した条例なんですよ。

そのとき、山中議員がこうおっしゃったんですよ、私の質問に対して。私は性善説で考えましょうよと言ったら、将来何が起きるかわからんから厳しくすると、こうおっしゃったんですよ。

にもかかわらず、市長のブレーンである議会改革のグループの皆さんが、きのう

から全然反省の色がない。何が悪いんかと、こう言い方です。

ですから、市民の皆さんに、もっとはっきりした理由を申し上げていただきたい。

いいですか、山中議員は、きのう、きょうやったですかいね、全協で4人か5人か、よくわかりません。私は聞き損ねました。紹介したとおっしゃったんです。

今、市長は、誰それと名前を申し上げません。僕は、人はええとか悪いとか言っているわけじゃないんですから。

その人を市長がどうかねと、逆に推薦をしたような言い方をされておりますが、違うんじゃないですか、もっと正直に言ってください。

それからでないと、この議案に対してまだまだ私はいろんなこと言いたいんですが、まず、議会において、倫理条例をきちんとつくって、市長が倫理条例がないからいいかと言うんなら、私はまたそれなりのお付き合いしていかなくちゃなりません。

やはり、自分から身を律してこそ、市民の皆さんに説明ができるんじゃないですか。たまたま、新婚旅行とそうした請負業者と国会で一緒になりました。そんな子供だましの答弁やめてください。

それから、もう一つ、私がお尋ねしたのは、県との村田市政はパイプが腐っているあるいは詰まっているとこう演説されているでしょう。

だから、大きなパイプを持ってこの人事案件にしても相談をされたんですかという質問を私はしたと思います。

だから、それと同時に、私は、市長の倫理観を問うているわけです。もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の質問にお答えします。

先ほど、私は新婚旅行に行って、たまたま現地で会ったとは申しておりません。新婚旅行に行くと、東京に行くということをお伝えしたら、じゃあ、一緒に行こうということになったということです。それ以上ではありませんし、それ以下でもございません。

確かに、これは選挙前から、選挙が終わったら慰労のために行こうという話をしておりましたので、それがたまたま4月22日。その当時、選挙ですので、とおる、選挙に受かる、とおる、とおらないというのはわかりませんが、今回当選さ

せていただいたので、河村先生のほうに御挨拶に行ったというだけであります。ただの表敬訪問ということでございます。

それから山中議員から、4人から5人推薦されたんじゃないかということですが、その4名から5名のうちに、今回上程した方が入っているかどうかということは、私も今記憶がございませんけれども、この方については、私から山中議員にこの方はどうであろうかという問いかけはいたしました。

この問いかけに対しまして、山中議員からは、明確な、この人いいんじゃないかとだめだとかという明確なお答えはいただいておりませんが、これは上程したお方とつなぎをもっといただいて、私が直接お話をして人となり、そしてお考えを十分聞いてから、私が判断したということでございます。

それから、県とのパイプがどうなのかということに関しましては、この教育委員会の教育長並びに教育委員に関しましては、県と御相談して決めたということとはございません。私がこの方とお会いして決めさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 残念ながら、質問は3回でございますので、これが終わりになると思います。

全く市長は倫理観がないということだけはよくわかりました。

平然と、東京に選挙前からの約束ですから、とおったから、なおさらのこと、なんば選挙前の約束事であっても、私は、当選証書を手にして市長に就任する身だと、なぜそこで踏みとどまらなかったのか、別行動をとろうとされなかったのか、これを私は問うているわけです。倫理の感覚を聞いているんですよ。

ですから、市長並びに市長そのものの議会改革のグループの皆さん、きのうから全く反省の色がない。何が悪いんかとかこういう言い方なんです。

きのうも申し上げました。前秋山議長が、たまたま永富教育長が於福だから、よもや議長やったんじゃないかろうとか。あるいは、大変失礼ですが、名前出して悪いんですが、代表監査委員さんは伊佐です。ですから、竹岡がやったんじゃないかと。

とんでもない話です。私たちはそんなことは30年間一切やっておりません。に

もかかわらず、そういうものに関与した。

まず、じゃあこれ最後のお尋ねになります。基本条例の第18条並びに倫理条例、これにどう書かれているんですか。それをどう解釈されているんですか。これだけお尋ねして、もう質問は3回ですから、終わりたいと思います。あとは、反対討論のときにもっと詳しく申し上げます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 基本条例の第18条、議員は市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない、というのが1点。

今言われた政治倫理条例の2条ですが、議員は市民全体の代表者として、使命を自覚し、市民及び議会の厳粛な信託に応え、全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位の影響力を不正に行使して自己の利便を図り、市民及び議会に疑惑の念を生じさせないよう、清潔で信頼される政治の実現を目指さなければならない、ということですが、今お名前が出ました、山中議員、下井議員、秋枝議員、自己の利便を図りとか影響力を不正に行使してということは、私に対しては全くないというふうに思っております。

なぜならば、この教育長の人事、また教育委員の人事につきましては、最終的な決断は私が行っておりますし、その過程においても、この方たちにお会いして、しっかりとお考えをお聞きして、決めていったという経緯がございますので、その辺は御理解いただければというふうに思っております。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） すばらしい仲間の純政会です。でもあなた方がつくった政治倫理条例ですよ、市長。

自分には甘く、他人には厳しく。特に、私には厳しい条例であろうかと思っております。その、市長になられたからいいんですけれども、このお三方の政治倫理観、どう思います。

一番やっちゃいけないことじゃないですか。そこが欠けているんじゃないですか。今、竹岡議員が言っておられるのは。

そこはどうなんです。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから申しましたとおり、確かに、私は、この教育長なり、教育委員の選任に当たりまして、上程するに当たりまして、御意見等をお聞きしましたけれども、その意見で左右されることなく、お人柄等お会いして私自身が判断したということでございますので、この人に絶対教育長をやってほしいと、だからお願いをするんだというようなことは一切ございませんし、この人じゃなきゃだめだというようなことを言われた覚えもございません。

私が最終的に判断して決めたということですので、何ら不正に議員の立場また議員の地位を利用して、私に圧力をかけられたというような思いはしておりません。

○議長（荒山光広君） 秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） 今、私が言ったのは、それに携わった議員、議員が今16人おるわけですよ。なぜ、この特定のこの3人なんです。そこに携わることがいけないと言っているんですよ。議員が。

だから、身を清くしようじゃないかということの政治倫理条例じゃなかったんですかということです。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、竹岡議員の質問の中にもございましたけれども、この教育長にお願いしたお方が、下井議員の地元ということで、それなりの人柄、そして情報をお持ちであろうという思いで、下井議員のほうに照会をさせていただいたということは事実でございますが、それ以上でもありませんし、私が、先ほどから申したとおり、どういった方、そして、どういうお考えを持っているかということにつきましては、私がお会いして最終的に判断したということで、たまたまその地域におられる出身の議員さんということで、その地域なり、そのお人柄をよく知っておるということと思ひまして、私が御相談したというだけのことでございます。

○議長（荒山光広君） 秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） どうも話しかかみ合いませぬけども、そこに議員が入ることがいけないと言っているんです、私は。倫理観がないよと言っているんです。

たまたまその人だから、地元の議員に頼んだ、みんなそうじゃないですか、さ

つきから言っている。だけれども議員がそこに入ってはいけませんよと、疑念を抱くようなことをしちゃだめですよということが政治倫理条例なんです。その倫理観欠けているんじゃないですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山議員の御質問にお答えいたします。

その政治倫理に関する倫理観が、私は足りないという御指摘であれば、そういった疑念をお持ちということであれば、私がもう少し慎重な対応をとればよかったなというふうには思っておりますが、何分こういった人事案件初めてございますので、その地域、地域において、その代表であられる議員さんの御意見を聞いたというだけでございまして、何ら深い意味はございません。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） お許しいただきましたんで、さらにもう1点です。

どうしても、我々と議論がかみ合いません。あくまでも、今ちょっとしいていうならば、それは私の落ち度があったかもしれんけど、私が決定したんだと、こういうことで、ほかの議員さんについて、秋山議員がお尋ねしても、そのことにはお答えにならなかった。

市長の補助機関はどこなんですか、誰なんですか。いいですか、4月22日、ある議員さんのところへ、市長は会派の勧誘までされていますよね。違いますか。時間まで言いましょうか。そこまでやられて、議会介入までされたり、おかしいんじゃないですか。今後、二元代表制の主なんですから。議会介入までして。

あなたの補助機関は議会じゃないですよ。議会は二元代表制の中の対等の立場におるわけですよ。その議員さん方に話をしたら、その議員さん方は仮にどんな案件であろうと反対できませんよね。

だから、市長を助ける補助機関は誰なんですか。そこから認識をちょっとしっかりしていただきたいし、それから、議会介入されたことについても、どう弁明されるかお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

市長の補助機関は当然執行部——行政だというふうに認識しております。

当然のことながら、この人事案件につきましても、副市長に相談し、また、副市長の御意見も伺っておるということです。それにおいて、最終的に私が判断したということは間違いのない事実でございます。

また、先ほど、4月22日に議員に会派に入ってもらえないかということの連絡をしたんじゃないかということですが、確かに連絡をさせていただきました。

このことについては、当然、私は議員ではございませんから出しゃばったまねを、私がしたというような思いはしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 関連、竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 22日……大変失礼ですが、市長は当選証書はいつもらわれたんですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

4月の18日だったと記憶しております。

○議長（荒山光広君） その他の議員さん質疑はございませんか。徳並議員。

○13番（徳並伍朗君） 秋山議員の質問と似ているというふうに思いますが、政治倫理に関する条例で、3条の大きな2というのがあります。議員は政治倫理に違反する事実があるとの疑念を持たれたときは、みずから、誠実な対応をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

市長から言われて、おらやったんだと、それで話をしたんだと、これ実際の関与なんですよ。でしょ、関与じゃありませんか。誰が考えたって関与なんです。

そしたら、この3条の2はどうねえするんですか。そのまま、こういうのをみんな捨てるんですか。政治倫理条例だめにするんですか。

市長から言われて関与してるでしょうが。その相手のことはどうでも関係ないんですが、それがいけないというのを、それをどういうふうにするかということなんです。

それが、政治倫理に、市長も違反をしているわけですよ。させているわけだから、仲間に。そういうときに、その責任を明らかにしなければならない。しましういね、明らかに。どのようにしたらいいですか。それは本人たちにお任せします。

以上です。

○議長（荒山光広君） 答弁は要りますか。徳並議員。

○13番（徳並伍朗君） 先ほど言いましたように、責任を明らかにしてもらいたいというふうに思っていますので、その3人の方の答弁をいただければと思います。

○議長（荒山光広君） この場は執行部に対する質疑でございますので、議員に対する質疑はちょっとなじまないという。よろしいですか。市長の答弁はいいですか。徳並議員。

○13番（徳並伍朗君） あれば言ってください。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 徳並議員の御質問にお答えいたします。

確かに私がこの教育長、教育委員の人選をいたしました。そのプロセスにおいて、その委員の候補である方がその地域でおられるということで、その議員さんたちに御意見を聞いたということは、私が行いました。

それによって、その意見によって、その議員さんたちに何ら見返りを求められたとか、そういったことはございません。

確かに、疑念を持たれるということで、こういった紛糾、議会が紛糾することでございましたら、私の認識が少し甘く、議員のお三方に御迷惑をかけたというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 失礼いたします。

ちょっと経緯を述べさせていただきたいと思います。

西岡市長が4月27日に就任されました。就任と同時に、教育長の任期、また教育委員の任期が迫るということで、5月10日ぐらいまでには人選していただきたいということで、説明をいたしております。

この間、もっと私のほうが、きちんと説明しておればよかったと思いますが、人選に当たっては、最終的には市長が決定しておりますし、今、お名前が出た3人の方にはセカンドオピニオンの相談を求められたものと思っております。

また、その際、議長、副議長が決まっておれば、当然議会のほうにもお諮りするところではございますが、このたびの期間も迫っていたということと、議会の構成もまだ決まっていなかったということでございます。

ですから、執行部といたしましては、お三方、法令に基づいてきちっとした資格要件を十分お持ちだと認識しておりますので、議案提出権は市長にございますので、このたび議案として提出させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今の副市長の説明を聞きましたけれど、時間的な問題とおっしゃるんですが、いいですか、5月6日、顔合わせやりましたよね、議員の。

もう一回、認識をお聞きします。議会は議長がおられなかったら議会にならないわけでしょうか。私は違うと思います。

確かに、議会を代表するのは、議長なんです。

しかし、基本条例にある議会の活動原則というのは、御存じだろうと思います。西岡市長も御存じのことだと思えます。

じゃ、なぜ、6日の日に時間的な制約があるならば、議会に対して御相談がなかったんだらうか。そして、なぜ、この19日まで延ばされたのか、それはわかりません。何か意図的なことがあるんかもしれません。

ですから、ちょっと時間がなかったからと、そして議員にも相談したけど、最終的には市長が決定したと、当たり前のことですよ。これ、もし議員が決定してから上程したら、これはおかしいのはわかっています。

ですが、私が申し上げているのは、市長も、それから携わった議員さん、全く倫理観に欠けているんですよ。何が悪いことしたんだっていうような顔なんです。どこが悪いかと、こうおっしゃるんです。

私が申し上げたいのはそこなんです。もっと詳しいことは、またやらしていただきますが、あとは後ほど反対討論をさせていただきます。

○議長（荒山光広君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 私もきちっと市長のほうに説明する当時、責務があったかというふうに考えています。

というのは、まず、首長、市長には、地方自治法以下大きな権限が与えられているわけでございます。

首長が地方公共団体を統括し、これを代表して地方公共団体の事務をみずからの判断と責任で管理し執行すると。みずからの判断と責任が強調されているのは、執

行機関に属する事務に、事務の執行に関しては、他の機関、とりわけ議会からの干渉や指図にとらわれないことを意味しており、ここに首長主義の特徴であるというふうに記載もされておるところでございます。

従いまして、市長がみずから自分で判断をすれば、この人事案件、市長の専決事項でございますので、事足りたのかもしれませんが、私の十分な市長への説明もなかったこともありますし、あと、やっぱり地域の議員さん方に、そういった理由で本当にこの法律の教育委員、また教育長は、法律で要件が定められていますので、その要件確認のために市長が確認を行ったということでございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第52号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私は、先ほども申し上げましたように、その当該者の人格や人物について語る気はございません。これは市長が立派な方をお決めになったということで、それは真摯に受けてとめております。

しかしながら、先ほども、私が質疑の中で申し上げました。美祢市が4月17日から大きく変わった。これは事実であると思っております。なんだから言ったら、首長がかわったわけですから、そして、それぞれの我々の議会構成も変わりました。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、4月の22日、選挙前からお約束をした、御夫婦のことですからこれ以上申し上げません。新婚旅行はどこ行かれても結構です。

しかしながら、美祢市と契約を結ぶ業者の代表社長と議員が連れ添って国会に挨拶に行くというのは、私はどうしても倫理に欠けた行動だと思います。

さらに、新人議員さんのところに、会派にお誘いをしたと、私はそのときには議員ではありませんでしたと、こうおっしゃった。確かにそうです。

しかしながら、当選証書が18日に受け取られたということになれば、市長の予定者でしょう。だから、十分市長として認識はあったはずで、そのとき。

自分が美祢市を変えようということで、立候補されて当選なさったわけですから、当然、市長を取り巻く議会改革グループとおっしゃったから、グループと言っておきます。そうした人たちを交えて相談をしながら決めたと、これも歴然たる事実ですよ。

山中議員が数名出されたということについても、市長は言葉を濁されました。1名だけを相談したとおっしゃった。どちらが正しいか、私はわかりません。

しかしながら、私は全員協議会で山中議員からそのことをお聞きしました。私は、やはり、今後市長が、そうした議会介入までされるおつもりなのかというのが、大きく不安が残ります。

さらに、まだ申し上げていいかどうかわかりませんが、ある議員に対しては、もしあれやったら、携帯番号教えてもいいです。新市長に協力するかしないか、しないなら警察あるいは選挙管理委員会に、録画をもって訴えるぞと、こんなおどしをかけられて議会介入されるということについては、市長の、どなたか言うてもいいというんなら、言いますが、ごく近い方がやられた行動でございます。

こんなおどしと、そして倫理観のない、私は人選に対して、その人そのものじゃない、プロセスについて大きな疑問を感じております。

そのうち、監査委員さんも、私が御指摘申し上げた人が出てくるだろうと思いますが、そうした人事は、いいですか、選挙期間中にもう人事は決まると、私はお聞きした。選挙後、固有名詞がばんばん上がってきました。誰が議長で、誰が副議長。誰が教育長で、誰が教育委員になって、監査委員が誰だと。こんな話がどっから出てくるのか、私もわかりません。

しかしながら、もう一つ申し上げれば、副市長の首も切れんから、副市長2人にすると、こんな話までブレーンの方がおっしゃっているわけです。

従って、私はこのような倫理観に欠けた人事の人選、あるいはこのプロセスについて、大きく反対をしたいと思いますし、今後の美祢市議会がこのように介入されてやられるということについては、大きく不安を持っております。

従って、議員の皆様方には、美祢市の基本条例そして倫理条例、これを正しく理解されまして、市民の皆様方から笑われないような議員としての御判断を求めて、私は反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。ございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 今、討論が途絶えておりますので、やむを得ず手を挙げました。極力控えたいとは思ったんですが、お許しをいただきたいというふうに思います。

それで、今回、ああして4月の選挙後の臨時会ということになります。いろんな課題を乗り越えていかなければならないわけですが、私は今、質疑の中で、この議案に対する質疑にふさわしいかどうかというのが、確かにあったというふうには思います。

しかしながら、西岡、新しい市長さんが、新市長さんが誕生されました。前は新政会、議員で美祢市議会議員として新政会というか、でしたかね、（発言する者あり）純政会、大変な失礼をいたしました。訂正をいたします。純政会。

ということで、今出てきております話は、結局かつての同僚を中心に、言やあ、執行権と議会のチェック機能を持つ議会との区分けがまだできていなかったというふうにも思うわけです。

何より、私思いますに、少しかけ離れた話にもなりますが、市との請負契約がある企業の、会社の代表者と、これは前回、私が議員として在籍したときにも、この話は私は随分したと思います。100条でお話をしました。議員としての考え方、どうあるべきか、ましてその辺に、たとえその経験が、今からという市長であろうと、やはりけじめをつけていただかないと、昔の同僚ということで、その辺が大きな誤解を招く原因だろうというふうに思うわけです。昔の同僚、仲間に、今度の人事のさきばなの露払いしていただいた、最終的に私が決めたんだから、別に問題ないだろう。そりゃ市長の人事権なんですから、そこでそういうふうになります。

じゃあ、それでいいのかと、今までさんざんそういうふうな話があったというふうに、私も聞いてきております。

その辺が、そうじゃありませんよという話が今秋山議員のほうからもありました。

竹岡議員のほうからもありました。

私は、その辺のことがきちんとできないと、今回の件、同じようなことが、今後においても起こり得るであろうというふうなことを思うわけです。

ですから、私は、ここで意見を申し上げておかなければならないということは、賛成ができないということなんです。このことだけは申し上げておきたい。はじめをつけていただきたいと。そういうことでございます。反対討論です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後4時26分休憩

午後4時40分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより、議案第52号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手少数であります。よって、本案は同意しないことに決しました。

日程第11、議案第53号美祢市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第53号の討論を行います。本案に対する御意見はございません

か。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 先ほどの案件では、るる申し上げました。従って、中身は一緒でございます。

山中議員がきのう全協で数名、私は4名と聞いたんですが、聞き違いかもしれませんが。御紹介したということで関与されておられます。

従って、先ほど申し上げましたように、やはり美祢市議会は基本条例と倫理条例だけはきちんと守るという姿勢を、私は、やっぱり市民の皆さんに示したい、こういう思いでございます。

従いまして、先ほども申し上げましたように、基本条例と倫理条例、これを正しく理解をしていただいて、市民の皆様には笑われないような議会にしていきたいと、このように思いまして反対の討論といたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 52号と関連しますが、先ほど副市長さんの説明にもありました、答弁にもありましたように、私は副市長さんの答弁に賛同いたしましてこの意見は賛成意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。猶野議員。

○4番（猶野智和君） 今回、先ほど否決もされましたが、強調しておきたいのは、先ほどの否決された議案、それと今回の2名合わせて3名の推薦された皆様、個人の人格については、誰も否定ですとか、そういうことはされていないということです。

あくまでも、今回、こちらの推薦といいますが、議案が出たときのプロセス、ここに問題があるのではないかとこのところでございます。

先ほど、市長のほうでも言われましたが、個別、地元議員への個別の相談はされたと、先ほど答弁で言われました。そして、先ほど、私どもも、別室で全員協議会でその対象となる議員さんのほうから同様のことを直接お聞きしました。

これは、もう明らかにこの人事をめぐって、議員が間に入ったことは間違いないということです。

そして、先ほど、3名の方は何も罪もないのに、今回こういう問題に巻き込まれたということでございます。

このまま、ここの承認そのままにしてしまっ、するとその方たちにも御迷惑が今後かかっていくわけです。私は個人的に思っ、反対とさせていただきますところでございます。

できましたら、今回仕切り直しということで、改めて人事のことを一からもう一度考えていただければなというのが私の思いでございますので、そのあたりぜひとも執行部のほうで、もう一度考えて、クリーンなそういう議会ということで、二元代表制でございますので、お互いに立場を改めて考えて、こちらの人事をもう一度考えていただきたいというのが、思いでございます。

そういうことで、反対の討論とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。本案について原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 結構です。挙手少数であります。よって、本案は同意しないことに決しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

この際、永富教育長から御挨拶の申し出がありましたので許可いたします。永富教育長。

○教育長（永富康文君） 議長のお許しをいただきましたので、私の退任に当たり、御挨拶を申し上げます。

私は、平成21年4月1日、教育長を拝命いたしまして、その後、福田前教育長の残りの任期3年2カ月弱、そして2期目の4年、合わせまして7年2カ月余り勤めさせていただきました。いろいろございましたが、とにかく任期満了までたどり着きましたのは、ひとえに、議員各位、市長を初めとする執行部、教育関係者、そして市民の方々の温かい御支援、御協力のたまものであり、心からお礼を申し上げます。

私の任期中、教育環境の整備につきましては、大嶺中の校舎の新築、秋芳中の開校がございました。また、秋芳北部統合小学校につきましても、現在すばらしい設

計図ができておりまして、開校へ向けて着々と準備が進んでいるところでございます。

学校の再編統合につきましても、少しずつ進んでまいりました。鳳鳴・田代・桃木・下郷・本郷の各小学校の閉校、秋芳北中と秋芳南中の統合がございましたが、地域から学校がなくなることは、地域の方々にとりまして、大変残念なことだと思います。しかしながら、新しい時代にふさわしい、新しいコンセプトのもとで魅力と活力ある学校づくりにさらに邁進していくことで、地域の方々から統合してよかったと思われるような学校づくりに努めていかなければと思っております。

県立学校につきましても、先ほどお話がございましたが、桃木小の跡に宇部総合支援学校美祢分教室を開校できましたのも、ひとえに議会の方々の御尽力のたまものと思っております。

教育委員会といたしましても、大変うれしく思っておりますし、また、市長におかれまして、当時子供たちの通学バスを出していただいたり、さまざまな手当てを尽くしていただきました。

美祢高校と青嶺高校の統合もございましたが、新しい学校の校名に美祢の名前をつけて「美祢青嶺」となったこともうれしい限りでございました。

教員の研修につきましても、東京大学大学院教授の市川伸一先生をお招きしまして、美祢市の授業づくりアドバイザーに就任をしていただきまして、市内全ての学校で、同氏の提唱されております、教えて考えさせる授業づくりに取り組んでまいりまして、その結果、例えば、各種の学力調査におきましても、美祢市の子供たちは、県内でもトップレベルの力をつけるまでになっているところであります。

毎年、夏には「OKセミナー in 美祢」を開催しまして、全国各地から教員が集まりまして、研修を深めておりまして、今や、美祢は「教えて考えさせる授業づくり」の西の拠点となっております。

教師塾「美祢無銘塾」も開催しまして、併せて教員の人間力や指導力や学校経営能力等を高めるように努めたところでございます。

児童の活動、生徒の活動につきましても、例えば、国際交流の一翼を担わせていただいて、台湾の中学生の総合交流や、中学校同士の姉妹校締結、また、あすの地域を担う子供たちを育てるための「美祢子ども交流塾」、そして映像表現など多様な子供たちの表現力を養うための「美祢カルスト子ども映画祭」など開催してきま

した。

さらには、昨年度から、美祢グローバル人材育成事業を始めまして、「美祢ジオ・イングリッシュ・クラブ」、「美祢ジオ・イングリッシュ・ビレッジ」とを開催しまして、外国語コミュニケーション能力の育成に努めてまいりました。

今年度は「飛びたて世界へ！中学生海外派遣事業」も組み立てているところがございます。このような取り組みによりまして、今や、美祢市の教育は県内でも先進的なものとして、県教委の評価も高まっているところがございます。

しかしながら、私が一番うれしく思っておりますのは、この4月に秋芳中学校が開校したことでございます。開校に合わせまして、プールもテニスコートもつくりましたし、校章も制服も一新しました。そして、新しい校歌を制定いたしました。その校歌の一節でございますけれども、「・・・Be up for challenge ひるまず挑もう・・・」という歌詞でございます。

「Be up for challenge ひるまず挑もう・・・」この言葉は秋芳中学校の子供たちだけでなくして、美祢市の全ての子供たちに、そういう気持ちで前向きに、新しいことに、自分の大きな夢や希望の実現に向けて、頑張りたい、そういうメッセージになっているかと思っております。

数学者の岡潔氏がこうおっしゃっていらっしゃいます。人の欠点ばかり指摘する、そして人のよいところを見ないのは小人である。小さい人である。君子は人のよいところを見つけ、欠点は寛容である、ということは人の欠点や失策やちょっとした瑕疵など、ことさらあげつらって、鬼の首でもとったように勝ち誇り、自分の立場に固執して、それ以上人の言葉に耳を傾けたり、大きく考えたりしない人は小人ということなりませうか。そうじゃなくして自分の立ち位置を大事にしながらも、違った人の立ち位置にも立って物事を考えたり、そして、創造的にあらゆる事々を総合しながら俯瞰して見れるような、そういう未来志向的な子供たちをこれからつくっていきたいと思っております。

美祢市の教育は、そういう点では、君子をつくる教育がこれからさらに大事になってくるかなというふうに思っております。

吉田松陰の言葉に「華夷弁別」というのがございます。「か」は「華」中心であり、「夷」は辺境であります。「弁別」は区別するということでございますけれども、萩は日本の中では、田舎の僻地の小さなまちであるが、そこにしっかりと根を

おろし、割拠して、学問に励めば日本全体を奮発震動させる、そういう根拠地になる、そういう人材をつくろう、そういうことで、たとえ田舎の小さなまちであっても、そこで励めば、そこが「華」、そこが世界の中心になれる、いうことを言っております。

美祢市の学校は、小さい学校が多いわけでありましてけれども、そこにしっかりと依拠して、エネルギーを蓄えて、力を蓄えて、そして外へ大きく打って出るようなそういう子供たちを育てたいと思っております。

少なくとも内向きになってはならないと思います。

いろいろと申し上げましたが、私の任期もこれで終わりです。これまで皆様方いただきました御厚情に改めて感謝申し上げますとともに、また、美祢市の市政の発展、そしてそれを担うような美祢市の人づくりがさらに進展しますように、私は、これからは一市民に戻りますが、できるところで御協力をさせていただきたいと思っております。

皆様方のますますの御健勝、御活躍、そして美祢市教育の発展、美祢市政の発展を心からお祈りしております。

大変ありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○議長（荒山光広君） 永富教育長さん長年どうもお疲れでございました。

これにて、平成28年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時59分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年5月20日

美祢市議会議長

荒山 光宏

会議録署名議員

戎屋 昭彦

”

猶野 智和